

○	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案	新旧対照条文	目次	
○	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（抄）（附則第三条関係）	．．．．．	．．．．．	1
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第四条関係）	．．．．．	．．．．．	3
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第五条関係）	．．．．．	．．．．．	6

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十四条の二 国庫は、令和二年度及び令和三年度における第六十六          条第一項に規定する求職者給付、雇用継続給付及び職業訓練受          講給付金並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の          一部に充てるため、新型コロナウイルス感染症等の影響（新型コ          ロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時          特例等に関する法律（令和二年法律第 号）第三条第一項第          三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。次項          において同じ。）による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の          雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、前条第一項          に規定する額のほか、予算で定めるところにより、その費用の一          部を負担することができる。</p> <p>2 国庫は、令和二年度及び令和三年度における雇用安定事業（新          型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の          臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を          実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事          業及び同項第六号に掲げる事業（新型コロナウイルス感染症等の          影響に対応するために実施する事業であつて、厚生労働省令で定          めるものに限る。）に限る。）に要する費用のうち、当該雇用安          定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定に          よる基本手当の日額の最高額との差及び当該支給又は助成に係る          事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定          めるところにより算定した額について負担するものとする。</p> <p>3 令和二年度及び令和三年度における前条第三項の規定の適用に          ついては、同項中「附則第十四条第一項」とあるのは、「附則第</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

第十四条第一項並びに第十四条の二第一項及び第二項」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（一般会計から雇用勘定への繰入れの特例）</p> <p>第十九条の三 令和二年度及び令和三年度においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、雇用保険法附則第十四条の二第二項に規定する雇用安定事業に要する費用で国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2 令和二年度及び令和三年度における前項の規定の適用については、同項中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」とあるのは「令和二年度及び令和三年度」と、「及び同条第三項」とあるのは「並びに第十四条の二第二項及び第二項の規定並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条第三項」とする。</p> <p>（雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第三百三条第五項の規定によるほか、育児休業給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>2 令和二年度及び令和三年度においては、雇用勘定において、各年度の第三百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）</p> <p>第二十条の二（略）</p> <p>2（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三（新設）</p> <p>（新設）</p>

当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百三条の二第四項の規定により育児休業給付資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3| 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百三条の二第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十條の三第三項の規定による組入金」とする。

4| 令和二年度及び令和三年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第 号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

5| 令和二年度及び令和三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

6| 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当

(新設)

平成二十二年度から平成二十五年度までにおいて、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2| 平成二十二年度から平成二十五年度までにおいては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3| 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当

該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第六項の規定による組入金」とする。

7| 第三項の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、並びに前項の規定による組入金の総額が第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び第五項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「減じた額が」とあるのは「減じた額に、当該会計年度までの特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額並びに当該会計年度までの同条第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第五項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第六項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除して得た金額を控除した額」とする。

該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による組入金」とする。

4| 前項の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「加減した額」とあるのは「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定による組入金の総額を控除して得た金額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額の合計額」と、同条第八項中「繰り入れられた額」とあるのは「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十条の三第三項の規定による組入金の額」と、「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額」とする。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係）            一～二十の二十七（略）            二十の二十八 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた            めの雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第            号）            二十一～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）            一～二十の二十七（略）            （新設）            二十一～三十三（略）</p>